

中国における法的紛争の現状 および紛争解決の仕組み

—裁判外紛争解決の必要性について—

鮑 栄振

I 法治国家および訴訟社会に変貌しつつある中国

1. 紛争や訴訟の激増と中国人の法意識・権利意識の高まり

中国では、主に1990年代になって、ガット・WTO加盟に向けて民事訴訟法や行政訴訟法、国家賠償法等が公布され、さらに知的財産権保護のための法整備から製品品質法・消費者権益保護法に至るまで、当時の日本にもなかつたような世界最先端の法律、法治国家として必要な法律が次々と制定された。特に中国がWTOに加盟した2001年以降、グローバル・ルールに対応するための各種法律が制定・公布された。日本の中国法専門家の間でも、これらの法律は、先進資本主義国のルールにかなり近づいているとか、先進資本主義国の整備状況と遜色ないといいうる、と評価されている¹⁾。

このように、中国は人治から法治へ転換し、大衆の法意識・権利意識も高まりつつあるが、これに伴い、紛争や権利を守る様々な訴訟も年を追って増えている。例えば、「中華人民共和国行政訴訟法」の公布前、全国の各級法院が受理した行政訴訟事件は数千件にすぎなかったが、1989年4月4日に同法が公布されてから、全国の各級人民法院が受理した一審行政事件の数は持続的に増えている。現在、100万人中約80人が行政訴訟を起こした計算になり、この割合

は、アジアにおいて中のやや上といわれている。

また、消費者紛争事件や労働争議事件等も、大幅に増加している。全国人民代表大会常務委員会の発表によると、1995年1月1日に労働法が施行されて以来、2005年末日までの10年間における中国の労働争議事件数は132万件、関与した労働者数は443万人に上った。特に近年、労働者の権利意識の高まりを背景として、労働争議件数が大幅に増加している。この労働争議のうち69.3%が仲裁によって解決されており、労働者の勝訴または一部勝訴の割合は80%であるという。また、1995年1月から2005年7月までの間に人民法院が審理した労働争議件数は85.6万件に達し、中国消費者權益保護協会のホームページによれば、1985年に中国消費者協会に申し立てられた消費者紛争事件数は8,041件であったのに対し、2003年には70万件以上に上り、2004年6月末までの累計では825万3,500件に達した。

紛争事件や訴訟事件の増加から、大衆の法意識・権利意識が高まったと一応はいえるであろうが、先進諸国並みのレベルになったとまではいえないと思われる。なぜなら、法律制度が着実に整備されつつある一方で、一般市民にそれが浸透し、法律ないし契約に従わなければならぬという意識が定着するにはまだ程遠いからである。他方、中国における大衆の法意識、権利意識は、法律が急ピッチで矢継ぎ早に繰り出される現状に追いつかず、かえって現実と法律とのギャップが大きく広がっており、このことが逆に紛争や訴訟の増加の一因にもなっていることを認識しなければならない。この点については、早くも1990年代に中国に進出し、中国人の法意識・権利意識を深く研究された日本人弁護士・高橋正毅先生の以下のようないい指摘がある。「まだまだ遅れているといえる一般的の法意識、権利意識とは対照的に社会主義市場経済という新路線のもと、弱肉強食の市場原理に突然目覚めた一部の人たちの意識のみが突出し、製品品質法や消費者権益保護法などという新しい法制度を武器に、アメリカを凌ぐ訴訟社会を予見させる極端な法意識、権利意識の芽生えが一部に認められつつある」²⁾。

例えば、2003年までに中国で報道されたPL法関連の事件は41件、このうち

日系企業に関わる事件は半数近くの18件であった。訴訟にまで発展したケースは16件で、このうち日系企業が対象となったものは10件に達した。このように、全訴訟の約6割で日系企業が被告となっている実態が浮かび上がったという。

これに関連して、中国に駐在し、日頃こうした紛争事件を多数取り扱った某日本人弁護士は、中国人が悪名高き（？）アメリカ人と肩を並べたのではないかとの印象を抱き、次のように指摘した。「日本人（又は日本企業）の中には、中国人は日本人と同じようにあまり訴訟を好まないと思い込んでいる方もいらっしゃるようである。しかし、これは誤解というべきである。むしろ中国人は、訴訟に対して非常に積極的な人たちであると言つてよいと思う。中国では、紛争が起きた場合、遠慮なく訴訟が提起される傾向がある」。

これは、むしろこの日本人弁護士の誤解といわざるをえない。日頃、日系企業と中国企業・個人間の紛争事件を取り扱っていると、中国人は訴訟に対して非常に積極的だという認識になりがちである。しかし、残念ながら、それは事柄的一面を捉えただけで、全体像が全く見えていない、いわば「群盲象を撫でる」見解であるといわなければならない。部分的には正しいが、それがすべてではない。

中国では、従来から「和を尊きとする」思想が民間に浸透していることはともかくとして、現実においては、弁護士費用は高い、訴訟費用も安くない、訴えても人民法院（裁判所）にコネがなければ勝てないのでないか、苦労の末によく勝っても、相手方に執行対象となる財産がなく、または財産隠匿等による債務逃れのために執行が非常に難しいのではないか、と考える人が少なくない。一般庶民にとって、人民法院は極めて利用しにくい縁遠い存在である。これが全体的な状況といってよいと思われる。

しかし、相手方が資力や信用のある大手企業や外国・外資系の企業、あるいは資産家であれば、話は別である。資力や信用があるから高額の損害金を請求できる、勝てば執行しやすい、と考える人も少なくない。したがって、他の企業と比べて、こうした企業は標的となりやすい。このことから、中国人は訴訟

に対して非常に積極的な人たちだという結論を導いたのでは、部分から全体を把握する論法となる。

要するに、中国は、人治から法治への過渡期にあるため、法意識・権利意識は日本人よりもアメリカ人に近いかもしれないが、法治社会への変貌を遂げるには未だに程遠いといわざるをえない。

2. 法律運用上の問題による法治化の遅れ

中国は、人治から法治への過渡期にあり、法律は制定されたが、その運用に問題がある。日系企業からは、依然として法制度に関連する問題点が指摘されている。ある自動車メーカーからは、「新法制定や規則制定時に、今後どのような運用になるのかという情報が与えられず、迅速な対応ができない。例えば、排気ガス規制についても、地元企業は1台だけ規制基準を満たす認定車を製造し、実際には、基準違反の製品を販売している。外資系企業は、このような行為を行わない。また、経過措置などもなく、あるとき突然に新規則が施行される。内部文書のような非公開の規制、規則、法律などが多く、これらのフォローに苦労している。情報を開示し、規則発効のタイムテーブルを公表すべきである。従来の法規制は、発表から施行までのリードタイムが短すぎるので、かかるべき告知期間を設けることが望ましい。規制、規則、法律などに対する解釈、運用は、地方や各担当者ごとに異なるのが現状である。中央・地方での統一的運用（地方保護主義政策の撤廃）を要望する」との声が寄せられている。

つまり、法律の全国統一的な判断基準の曖昧さ、および適用基準の不一致という問題がなかなか解消されていない。また、中国は法整備が進み、資本主義的色彩の強い法律も目立つと評価されているが、社会主义的な色彩も根強く残っている。例えば、土地は公有であり、企業保有の土地は「土地使用権の所有」であり、土地の取得方式には行政割当、払い下げ、譲渡等があるが、その方式によって土地の性格が異なるため権利関係が明確でなく、さらに土地の使用権が公共の利益のために没収されてしまうリスクがある。ビジネスを行うためには、必ず認可を取らなければならないが、暫定的な規定が多く、裁判にも地方

保護主義などの問題がある。このような法環境の中で、日本企業は、中国での法務戦略を真剣に検討する必要がある。

中国ビジネス法務専門家の間では、対中ビジネス成功の秘訣として、①中国の法制度を知る、②契約の重要性、③中国でも攻めの法務を、④ビジネスの基本を忠実に、の4点が掲げられている。ここには、「人治」から「法治」への過渡期にある中国での法務対策のあり方が示されている。

II 紛争解決の仕組みと窓口

1. 当事者間の協議による解決

(省略する。)

2. 調停による解決

(1) 人民調停

人民調停は、人民調停委員会が末端の政府機関・人民法院の指導の下、民間の紛争を調停するものである。人民調停委員会は、村民委員会と住民委員会の下に設置されている。その任務は、民間の一般民事紛争と軽微な刑事事件を調停するとともに、調停を通じて政策や法令の宣传教育を行うことである。公私(公の機関と個人間)、外国人、華僑等に関する紛争は、この人民調停による解決が禁止されている。

高度経済成長に伴う人口の激しい流動、調停要員の素質低下に伴う紛争解決能力の低下、調停手続の不備(随意性すなわち手続の公開や立証等について規定されていない)等により、庶民は、人民調停の公平性を疑い不信を抱いたため、訴訟を利用するようになった³⁾。中国全土における人民調停の件数と人民法院の民事事件受理件数との比率は、経済改革直後の1980年には17対1であったが、現在では1対1となっている⁴⁾。

(2) 行政調停

すべての行政機関は、その行政管理権限を行使する過程で生じたほとんどの紛争について、行政調停を行うことができる。これは、一般的に次の4種類に分けられる。①末端の人民政府、すなわち郷・鎮の人民政府が一般の民間紛争や軽微な刑事事件に関して行う調停。その職務は、基本的には郷・鎮の人民政府および都市部の街道弁事所（町役所に相当）の「司法助理員」が担当する。②契約管理機関としての国家工商行政管理局および各地方の工商行政管理局が行う契約当事者間の紛争の調停。③公安機関（警察機関）が治安条例に基づいて喧嘩や器物毀損等の治安管理違反行為等に関して行う調停。また、公安機関は、交通事故による損害賠償についても、道路交通法に基づき調停を行う権限を有する。④婚姻登記機関が婚姻法に基づき離婚紛争当事者に関して行う調停⁵⁾。

日本には、これらに該当する調停はない。

(3) 人民法院の調停

人民法院の調停（訴訟調停ともいう）は、裁判手続において実施される調停である。中国民事訴訟法は、調停を優先させる規定（第8章第85条～第91条）があり、これは、一般に調停前置主義といわれる。民事訴訟法第85条は、「人民法院が民事事件を審理する場合には、当事者の自由意思の原則に基づき、事実を明らかにし、是非を明らかにした上で、調停を行う。」と規定する。そのため、人民法院は、民事訴訟において当事者に調停による紛争解決を勧めることが多い。

しかし、1990年代に始まった民事裁判改革に伴って司法万能が強調され、訴訟による紛争解決が提唱されたことにより、訴訟調停は法治化への足かせとみなされた。また、調停を当事者自治による紛争解決として理解せず、人民法院の職権として裁判と並行して行われる調停を裁判と混同する伝統的な司法理念の裁判官が多く、訴訟調停はあまり機能しなくなった。最近、調和社会の構築につながるものとして再び復活し始めている。

(4) 渉外調停機構の調停

中国の調停は、人民調停、行政調停、訴訟調停の3つに分けられる、とするのが通説であり、渉外調停機構の調停は、一般的には、独自の調停として位置づけられていない。また、筆者および周辺の弁護士が弁護士実務において1度も関与したことがないように、渉外調停機構の調停は、現実にはそれほど利用されていないと思われる。

渉外調停機構のうち、外国企業に最も知られているのが、中国国際経済貿易促進委員会／中国国際商会（CCPIT）調停中心である。

同調停中心は、1987年に北京に設立された。ADRの最たる推進者は、CCPIT調停センターであり、CCPITの調停例は、特にその手続に関して、中国における機関調停の有用なモデルとして評価されている。

裁判調停や仲裁調停と比較して、渉外調停機構調停における当事者には、法律の強制規定に違反しないことを条件として、調停規則を選択し、相互の同意によりそのうちの任意の規定を除外または変更できるというように、より大きな自由が与えられている。調停結果の執行力は、仲裁判断や裁判所の判決とは異なる。中国法の下では、両当事者により、または調停手続において得られた調停合意に執行力はない。つまり、法律文書の執行に対して裁判権をもつ裁判所は、調停合意において定められた実体的義務についてはその執行を行わない。ただし、その合意は、その後の法的手続において証拠として使用することができる。

(5) 渉外仲裁機構の調停

仲裁手続において実施される調停には、裁判手続における訴訟調停と同じく、仲裁でも調停を優先する規定が置かれている。その目的についても、人民調停や訴訟調停と同じく、中国の歴史的経験から「和をもって貴しとする」処世観念であると説明されている⁶⁾。

調停中に和解が成立した場合、仲裁人は、調停書つまり和解の結果に基づく仲裁判断を交付する。交付された調停書は、仲裁判断と同一の法的効力をもつ。

中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）は、主に仲裁の普及に関心を注いでいるが、調停と仲裁との融合の推進に関するもの、長い歴史をもっている。また、中国の仲裁人が仲裁手続において調停を進めることも、多く見受けられる。

3. 仲裁による解決

中国では、中国企業と外国企業との紛争（涉外事件）⁷⁾、中国の国内企業と外資系企業（合弁会社など）との紛争は、その大半が仲裁に付託される。現在、中国には185の仲裁機関があるが、そのうち最も利用度が高い仲裁機構は、中国国際経済貿易仲裁委員会（China International Economic and Trade Arbitration commission. 以下、「CIETAC」という）である。中国全国の185の仲裁委員会が2005年度に受理した事件数は4万8,339件であり、2004年度より1万1,051件・23%増加した。同年度の訴額は654億人民元であり、2004年度より139億人民元・21%の増加となった。

仲裁が紛争解決の手段となるためには、当事者間で仲裁合意という一種の契約がなされる必要がある。仲裁合意は書面でなされなければならないが、この「書面」には、契約書だけでなく、書簡、電報、電子メール等も含まれる。「仲裁法」は、仲裁合意の内容について、当事者の仲裁付託の意思、仲裁事項、仲裁機関の3要素が含まれることを要求している（「仲裁法」第16条）。

こうした仲裁合意は、書面による形式を採用しなければならない。通常は事前に、つまり当事者間が契約を締結する段階においてなされる（一般に、契約では「仲裁条項」として規定される）。これがなければ、訴訟によるしかない。

仲裁手続に関する中国の仲裁法の規定によると、仲裁廷の開廷審理は、開廷開始、仲裁廷調査、評議および仲裁判断言渡の4段階に分かれている。以下、筆者の経験や見聞に基づき、開廷審理の全段階における攻防策を概括的に説明することにより、中国における仲裁実務の状況を紹介したい。

(1) 諸段階における陳述や弁論、反論等の発言は、自信に満ちた態度で堂々と行うこと。穏やかで自信に満ちた余裕ある発言態度は、仲裁員に一種の信頼感を抱かせることになる。特に、一部の仲裁員には、被害を受けたと主張する

申立人に同情する傾向がみられるので、被申立人として出廷するときは、卑屈でも横柄でもない態度で仲裁に臨むべきである。なぜなら、自己に有利な、少なくとも不利にならない公正な仲裁廷の雰囲気を醸し出すのが重要だからである。いくら厳格に法律に基づいて公正に処理するといつても、人間である以上は、感情等の要素に左右されることもありうる。また、異国の仲裁廷での争いは、企業にとって馴染みが薄く、不安を感じるのが一般的である。したがって、日系企業としては、日本人および日系企業の行動様式、発想等をよく理解できる仲裁員を選任することが、安心感と余裕を感じられる仲裁廷の雰囲気を形成する上で、極めて重要といえる。この点で、弁護士は大いに活用できる。実務では必ずといってよいほど、弁護士は自分と仲のいい、または自分と何らかの関係のある仲裁員を仲裁員名簿から推薦してくる。

(2) 仲裁申立書や答弁書、仲裁廷での陳述等は、なるべく簡潔に分かりやすく行い、できるだけ写真や図面、模型、表等を活用して陳述方法に変化をつけ、仲裁員の興味を引きつけるよう努力すること。仲裁員は、法律や国際取引の面では専門家であるが、技術等の専門知識をほとんどもたないので、特に機械設備等の品質問題を争う場合、仲裁員にとってそのような技術的説明は難解で無味乾燥なものとなる。それゆえ、くどくどした口頭説明を仲裁員に聞かせるのは、うんざりさせるだけで失敗につながりやすい。

筆者が関与した機械設備売買事件において、日本企業の提出した答弁書等は、中国側の申立書よりはるかに長い文書であったが、仲裁廷開廷審理の際、意外にも仲裁員は事前に真剣に読んでいないことが分かった。こうした場合、簡潔明快な説明は無論、添付書類を容易に見つけるための付箋等でさえ、極めて効果的である。ある当事者は、自己の書類がその構成において合理性を欠き、添付書類を容易に見つけることができないものであったにもかかわらず、陳述時に添付書類の名を挙げたところ、頁数が分からない仲裁員は、その陳述についていけず不快感を示した。

(3) 相手側は、様々な術策を弄してこちらを困惑・混乱させて、その落とし穴に嵌らないよう常に冷静に対応すること。仲裁廷における相手側当事者

への侮辱、罵倒、人身攻撃は禁止されているが、憤慨して紅潮し、いかにも被害者の顔をして仲裁員の同情を買ったり、こちらの神経を逆撫でするような暴言や侮辱・罵倒、人身攻撃にならない範囲での非難的発言によってこちらを怒らせ、失言を誘い出そうとすることは、常套手段である。

仲裁廷から不利な質問をされた場合も、慌てずに答えるのが望ましい。このような場合に備えて、事前に自己の弁護士と入念な打ち合わせを行い、想定問答を作成しておくのが重要である。予想外の質問もよくあることで、このような場合でも、内心の動搖を仲裁員・相手側に見破られないよう振る舞わなければならない。

(4) 当事者が事実を隠して陳述することが十分ありうるので、仲裁期間中、事実に反すると思われる相手側の主張については、労を厭わず現場に赴いて事実調査を行い、事実関係を明らかにすることが必要である。このような場合、なるべく仲裁廷を説得し仲裁員を現場調査に派遣させるべきである。

ここで、さらに仲裁申立等の手続について、中国の仲裁制度を研究している日本の法律家や日本企業を驚かせた1点を取り上げたい。それは、仲裁申立の費用が高額だということである。仲裁申立の費用は、仲裁委員会に申立手数料として、仲裁委員会の定める規則に従い1億円の請求であれば200万円以上を支払わなければならない。これは、世界的に高額と批判されている日本の裁判申立費用の5倍以上に達する。

また、一発勝負というのも、仲裁の特徴である。ただし、この点は、逆に紛争の早期解決につながっているということもでき、一概に問題とはいえないと考えられている。

4. 訴訟による解決

これまでみてきた紛争解決の各手段は、所詮任意のものであり、借金した覚えがないと白を切る債務者や、全く取り合わない債務者等の強硬な相手方と遭遇した場合には、訴訟を中心とする強制手段が最も効果的といわれる。以下では、訴訟におけるテクニックから訴訟による解決手段について解説したい。

管轄

中国における訴訟進行で最も重要な要素は、裁判所選定だという指摘がある。勝てる訴訟を普通に進めて勝訴判決を獲得する、この当たり前の状態を実現してくれない裁判所・裁判官が存在する以上、原告となる者としても、裁判所を慎重に選ぶ作業を怠るわけにはいかない。

1) 審級管轄

中国は、原則として2審制である。人民法院（裁判所）には、基層人民法院、中級人民法院、高級人民法院、最高人民法院がある。そのうち、第一審をどこから始めるかというのが審級管轄の問題である。

民事訴訟法によれば、基層人民法院が原則として第一審となり、法律に別段の定めがある場合のみ、中級人民法院を第一審とすることができます。しかし、基層人民法院よりも中級人民法院や高級人民法院の方が法的議論が通りやすく、地方保護主義の影響も小さいといえるから、戦略的には中級人民法院や高級人民法院を選択した方がいいといえる。それでは、いかなる条件の下で中級人民法院ないし高級人民法院を第一審とすることができますか、という点であるが、法律は、「当該管轄区内において重大な影響を及ぼす」事件について中級人民法院ないし高級人民法院が第一審となりうる、と規定している。この重大性の基準は、最高人民法院の「民事訴訟法適用意見」によれば、各省の高級人民法院が事情の複雑さ、訴額、現地における影響などの事情に応じて管轄区内の第一審の審級管轄について意見を提出し、最高人民法院の認可を得て決めるところである。訴額の面からの基準としては、訴額1,000万元以上の事件を高級人民法院としているものが大多数であり、大都市では100万元以上、他の地域では30ないし50万元を中級人民法院の管轄としているケースが多く、それより低く設定している地域もある。外国企業にとっては、訴額を高く設定するなどしてより高レベルの人民法院から第一審を開始するのが得策だといわれている。ただ、上級人民法院は、当該法院よりも下級の人民法院が管轄する事件についても重疊的に管轄権を有しているので、人民法院が受理した後、当事者が審級管轄について異議を申し立てる権利はない。

特に地方保護主義が横行している地域では、一部の当事者は、自己に有利な判決を得るために、管轄権がないにもかかわらず、強引に自己の所在地の人民法院または人脈のある人民法院に受理させる。最近、財産保全命令請求事件であったが、被申立人の所在する人民法院ではなく、明らかに管轄権をもたない人民法院がこれを受理して、被申立人の子会社に対する持分権を凍結する裁定を出した、という理解に苦しむ事件に遭遇した。

2) 土地管轄

土地管轄については、不動産訴訟など専属管轄が定められている訴訟を除き、まず被告の住所地に管轄がある。これ以外にも、事案の性質に応じた別の管轄地が規定されており、契約紛争については、契約の履行地も管轄を有すると規定されている。また、契約で管轄を定めることも認められている。ただ、この場合も、全く自由に任意の人民法院を選べるわけではなく、上記の被告住所地および契約履行地に加え、契約締結地、目的物所在地の人民法院から選択しなければならない。なお、涉外契約においては、当該契約と関連性をもつ国の裁判所を管轄裁判所として選ぶことを規定しておけば、中国の人民法院でもその効力が認められている。ただ、合弁契約においては、中国の人民法院が専属管轄を有するとされているので、外国の裁判所を管轄裁判所として選ぶことができない。

地方保護主義すなわち裁判所が地方の利益を保護する傾向にあるという問題が、債権回収をより一層困難なものとしている。それゆえ、中国法令で認められた範囲内で、「天高皇帝遠」の（中央支配から遠く離れた）地方より比較的公正な判断が期待できるとされる北京の人民法院、場合によっては外国の裁判所を管轄裁判所として売買契約に定めることも考えられる。

要するに、当事者間に先述したような仲裁合意がないときには、人民法院に訴訟を提起するしかない。日本と異なり、この場合、必ずしも弁護士に依頼する必要があるわけではない。中国人および中国企業は無論、外国人および外国企業は、人民法院で訴訟を提起し、または応訴するとき、代理人に訴訟代理を委任することができる。その代理人は、弁護士に限らず、一般の公民であって

もよい。この一般的の公民には、中国の公民、中国に居住する外国自然人および当事者所在国の中華人民共和国大使館、領事館の外交官が含まれる。しかし、弁護士に訴訟代理を委任する必要があるとき、中国の弁護士に委任することが義務づけられている。

人民法院で訴訟を受け付けてもらうためには、証拠書類も一括して提出することが通常求められる。したがって、法律上は、契約書の書類が存在せず口頭であっても契約は成立することになっているが、それでは人民法院に証拠書類を提出することができず、受付さえしてもらえないということすらある。ここに、中国では契約書がより重要といわれる理由の1つがある。

日本の訴訟の場合は、書類や証拠の提出、取調べのため、期日が10回も20回も繰り返されて長期化するのに対して、中国の訴訟の場合は、1回、せいぜい2回程度で審理が終結し、即日判決ということも少なくない。

中日間の売買等の契約書には、現在ではほぼ例外なく、CIETAC等における仲裁規定が定められているので、日本企業が人民法院における訴訟によって紛争の解決をするケースは、実は非常に少ないといえる。ただ、紛争当事者の間に契約関係がない場合、例えば、日本のメーカーが中国の消費者から訴えられた場合などは、メーカーと消費者との間に直接の契約関係がないため仲裁合意を結ぶ余地がなく、仲裁によることはできない。その場合、消費者は、人民法院に訴えることになる。

5. 中国裁判における問題と仲裁の特殊性（仲裁と訴訟の比較）

まず、国際取引における仲裁偏重という問題がある。実務では、中国における紛争解決方法に関して、日本企業は、人民法院における訴訟より仲裁の方を選ぶのが圧倒的であると、よく耳にする。このような傾向は、何ゆえにこれほど著しいのであろうか。中国における外国企業对中国企業の紛争に対しては、人民法院が公平な裁判をしないのではないかと不信感や不安を抱く日本企業が多い。こうした日本企業にとって、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）という常設仲裁機関の仲裁員パネルには、外国語および国際ビジネスの分野

仲裁員で構成されているので、一般的には裁判官よりもレベルの高い判断ができるという安心感があるようである。中国ビジネス法務専門家としても、仲裁を勧めておけば無難ではないかと考えているのが現状である。ある日本人弁護士は、裁判よりも仲裁の方が「まだまし」であるとの理由で仲裁を勧めるが、その「まだまし」の趣旨について、一般的には裁判官よりも仲裁人の方が質が高い（1名は自分で選ぶことができる場合が多い）からである、と説明している。

実務では、中国の人民法院の判断に対する不安から、日本企業は、中国企業との売買等の契約において、管轄裁判所を日本の裁判所の専属管轄とする例が多い。しかし、この場合であっても、相手方が中国法人であるため、中国企業に対する判決の執行を行うのは中国であり、中国の人民法院に日本の裁判所判決の承認・執行を申し立てことになる。しかし、最高人民法院が1995年6月26日に公布施行した「我が国の人民法院が日本国の裁判所の債権債務の内容を有する裁判を承認及び執行すべきか否かに関する回答」において、日中間には判決の相互承認・執行に関する条約も、また相互保障関係も存在しないので、日本の裁判所の判決に対して承認・執行を認めないことを明言している。そのため、日本の裁判所の管轄を契約に定めたとしても、中国国内で執行しえないという問題が生じている。また、日本の裁判所も、中国の人民法院の判決に対しては承認・執行を認めていない。つまり、日本の裁判で勝訴したとしても、相手国でその強制執行をすることができなければ、勝訴判決の内容を実行することができない。よって、仲裁しかないといえる。

一方、中国・日本ともに外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約に加盟しているので、両国の仲裁判断は、それぞれ中国および日本で執行することができる。そのため、われわれ弁護士としては、契約に「中国国际經濟貿易仲裁委員会または日本国社団法人国際仲裁協会による仲裁に付するものとする。」という趣旨の仲裁条項を置くことを勧めるのが一般的である。

また、裁判には公平性の面で問題がある。地方保護主義が横行している一部の地方では、地元の非外資系中国企業との間で訴訟が起きた場合は、その中国

企業が有利に扱われることが多い、と指摘されている。そのほか、裁判官の資質、地方保護主義、人民法院および裁判官の乏しい独立性といった問題も、なかなか解決されない。

III 裁判外紛争解決の必要性

1. 日系企業の直面する問題点

中国に進出している日系企業が必ずといっていいほど直面する問題は、主に次の2点である。1点目は、売掛債権回収問題であり、2点目は、知的財産権（コピー商品）問題である。後を絶たないコピー商品の横行に四苦八苦する多くの日系企業は、その対策に苦慮している。

(1) 債権回収問題

やや古い情報であるが、日本貿易振興会（現日本貿易振興機構）が実施した「日本企業の中国における国内販売に関するアンケート調査」（2002年8月）の結果によると、中国国内での販売活動における問題点の第1位（全体の75.3%）は、「売掛金の回収」となっている。これは、幅広い企業が直面している問題といえる。

債権回収困難の原因は様々である。債務者に支払意欲はあるものの、一時的に資金繰りが苦しくなったため債務返済ができないケースもあれば、悪質な債務者が、債務の存在自体を否認して支払を完全に拒絶するケースもある。このような中で、中国で日本企業が直面している延滞債権の発生原因としては、国有企業が不健全な経営により破産状態に陥り返済が完全に不可能になるケース、および「三角債」等により、中国企業が長期間返済不可能な状態に陥るケースが非常に多い。特に「三角債」、すなわち中国企業間の取引における売掛・買掛債務で代金を付け回すことにより連鎖的に発生した不良債権のために延滞債権が大量発生する例が、実務上多く見受けられる。

日本企業は、債権回収困難の原因について、中国の商売では現金主義が基本

とされている点に求められる、とみている。現金主義は、とりもなおさず中国における債権回収が容易でないことを示す観点であると思われる。中国では現金回収が一般的であり、手形があまり流通していないことから、手形不渡による未回収の問題は少ない。

また、日系企業は、中国人の債務意識にもう1つの要因が求められると認識しているようである。実務では、日系企業から、返済の資金力がないためではなく、取引先が意図的に支払を遅らせるため債権回収が困難であるとの苦情相談が多い。具体的には、「中国企業は製品に何かとクレームをつけて払わないケースが多い」、「会社の方針として少しでも支払を遅らせる」、「一般的に中国企業は取引先からの入金を返済原資と考えているため、販売先からの代金回収が滞ると、仕入先への支払を遅らせてしまう」等の例が挙げられる。支払に応じない従業員を優秀だと評価する中国企業さえあるという。

中国人として考えてみれば、確かに中国の諺には、「蚤が多ければ痒くなくなり、債務が多ければ急がなくなる」というのがある。借金が山のようにある債務者は、徐々に返却意思が減退していくであろう。

中国に進出した日系企業の法務を専門に取り扱う中国法律士（弁護士）として、売掛金・出資金等の債権回収に数多く関与し、様々な辛酸苦楽を経験した。その感想の1つは、債権回収の手法より債務逃れの手法の方が遥かに多く、実に「五花八門」（多種多様で変化に富む）であり、しかも、それが債権回収を困難にする最大の要因の1つとなっていることである。従来の常套手段である資産移転、資産隠匿、破産による債務逃れのほか、離婚や行方不明・死亡宣告申立、制度改革等による債務逃れの手法が次々と現れて尽きない。

なかでも債権者を泣かせるのは、制度改革による債務逃れといえる。制度改革による債務逃れとは、企業が体制改革および経営メカニズム転換過程において債務を逃れ、または債権者の債権行使を妨げる行為をいう。とりわけ国有企业の場合、制度改革による債務逃れは、企業改革を口実に背後の政府を頼りとして制度改革中に行われることが多い。ところが、制度改革による債務逃れは、何も新しい手法ではない。日本人にも馴染み深い文房具の老舗「栄宝齋」であ

るが、その歴史については、「清の康熙年代に設立され、元の店名は『松竹斎』であった。しかし、数年連続の赤字により莫大の債務を負ってしまい、経営者は、債務逃れのために『偷梁換柱』（物事の内容や本質をこっそり変える）の手段で1894年に『榮宝斎』へと改名した」という記述がある。

もう1つの感想は、従来とは時代がすっかり変わり、債権者よりも債務者の方が強くなっていることである。中国には、債権回収にまつわる「白毛女」という歌劇があり、30代以上の人なら誰でもその内容を熟知するほど有名である。古い中国で悪徳地主の黄世仁（債権者）が貸し金を取り立てるため小作人の楊白劳（債務者）を死に追いやり、娘の喜兒は山中に逃げ、あまりの苦しみのために髪の毛が真っ白に変わってしまうが、やがて八路軍の兵士となって帰ってきた幼馴染みの大春に巡り合い、地主は倒されるという物語である。文化大革命の時期に熱演されあまりにも有名になったため、黄世仁と楊白劳はそれぞれ債権者と債務者の代名詞となった。

ところが、時代が変わり、楊白劳は強くなった。債権回収の実務では「お金がない人が最も強い」とよく聞く。筆者が参加した債権回収交渉では、債務者の総經理は、今はお金がない、数年待ってくれるなら返す。損害賠償請求はまっぴらご免、やるならこちらも天文学的な金額を請求するといって、堂々と手元不如意の抗弁をした。このように、いずれも法的には支持し難い理解に苦しむ奇怪な抗弁だが、債権回収困難が極めて深刻な問題となっている現在では、法意識がまだ薄い債務者から堂々と噴出される。

弁護士の仕事をしていると、残念ながら上記のような取引にまつわるトラブルの話を数多く耳にし、実に多様な債務者の抗弁パターンに遭遇し苦労をした。中国の諺に「道高一尺、魔高一丈」（正義の力が強くなれば、それだけ邪惡の勢力も強くなる。もともとは修行が進めば誘惑も大きくなるという戒め）という言葉があるように、債権回収の手法よりも、債務者の抗弁や債務逃れの手法の方が多種多様で変化に富んでいる。中国において一般的に見受けられる債務者の抗弁のパターンや債務逃れの手法をまとめると、以下のようになる。その対策等については、紙幅の都合上割愛する。

債務者の抗弁のパターンとしては、①法定代表者、責任者、担当者が変動したという抗弁、②無権代理の抗弁、③越権行為の抗弁、④手元不如意の抗弁、⑤不公平な契約ゆえに無効であるとの抗弁、⑥重大な誤解があることや公平を失することによる契約無効の抗弁、⑦違法ゆえに契約無効の抗弁、⑧無認可ゆえに契約無効の抗弁、⑨第三者の債務不履行の抗弁、⑩不可抗力の抗弁などがある。

債務者の債務逃れの手段としては、①制度改革による債務逃れ、②政策利用による債務逃れ、③破産による債務逃れ、④資産移転、資産隠匿による債務逃れ、⑤他の債権者への弁済による債務逃れ、⑥訴訟による債務逃れなどが挙げられる。

他方、他人の債権回収の困難を金儲けの絶好のチャンスとする者もいる。

昨年、筆者が仕事上よく利用する資金信用調査会社の担当者から、債権回収代行の依頼が大量に入っているため債権回収部を設立しており、今は法律知識の分かる人を高い給料で多数募集したいので、紹介してほしいという依頼があった。不良債権および債権債務紛争が急増しその解決が難航するに伴い、資金信用調査会社をはじめとする多くの業者は、これを絶好のビジネスチャンスとして債権回収代行業に進出し、会社の事業の重点を資金信用調査から債権回収へと徐々に転換させているという。

こうした業者のうち、最初は公益のため偽物撲滅に取り組み、有名になってから偽物撲滅や債権回収代行の専門会社を設立して金儲けをする王海氏は、その優秀な代表例である。この王海氏は「商品、またはサービス提供において詐欺的行為があれば、経営者は、消費者に商品価格の2倍の損害賠償をしなければならない」という消費者权益保護法第49条の規定を逆手に取り、北京などの有名デパートで偽ブランド品を買いあさり、商店に対して詐欺行為が存在したと主張して損害賠償請求の裁判を提起した。例えば、王氏は、1995年12月初旬の1週間の間に、日本メーカーの計算機百数台を購入し、それだけでサラリーマンの平均年収を軽く上回る3万元（1元は約15円）を稼いだ。その訴訟請求が認められ、投資金額が2倍になって返ってくる事件は少なくない。彼は、

1996年12月に専門の会社を設立し、全国30都市にスタッフを配置して、ニセモノ退治に従事し、その後、債権回収等の分野にも進出したとの話である。新聞紙上では、「彼の行為は賠償金目当てで、保護法にいう消費者に当たらない」という批判から、「企業の偽物商法は、のさばるばかりだ。勇気ある行為だ」との喝采に至るまで、中国国内には賛否両論あるが、有名人であることは確かで、クリントン大統領が訪中した際には、王海氏をわざわざ指名して対談したそうである。

(2) 知的財産権（模倣品）の問題

現在、模倣品が大変な勢いで増え、世界中に蔓延している一方、模倣者の技術や手口は、以前と比較して大分変化してきている。かつてはロゴやマークの印刷が不鮮明であるなど、一見してニセモノと分かる商標権侵害品が多かったが、最近では、デッドコピーといわれる商標やデザインの精巧なもの、真正品と比べて遜色のない機能を備えた模倣品も出回るようになってきており、総じて模倣品は、質が向上し態様が複雑化している傾向にある。したがって、模倣品は、外資系企業にとって、中国国内販売を行うにあたり避けては通れない問題となっており、しかも、模倣対策についても「与時俱進」（時代とともに進む）が求められている。

しかし、少なからぬ日本人経済家や法律家等の専門家から、模造品生産の手口がかなり悪質かつ巧妙になってきているにもかかわらず、日本企業は、概して偽物対策への取り組みが鈍いという指摘もよく耳にする。おそらく、この批判は、基本的には日本の中小企業には当てはまるかもしれないが、日本の大手企業には妥当しないと思われる。なぜなら、日本の大手企業が中国で自社製品を積極的に守る事例が多数報道されているからである。人材・資金の面で余裕のある大企業は、中国担当部署に知的財産権本部を設け、関連知識に習熟した専門社員を育て、進出以前から模倣品対策を実施している。

(3) 裁判制度の未整備

裁判においても、法律の全国統一的な判断基準の曖昧さ、および適用基準の不一致という問題がある。また当事者によって適用基準が異なるという問題がある。

以下の事例のように、訴訟においても、外資（系）企業に対しては、中国企業に対して要求される基準よりも高いレベルを要求する「ダブル・スタンダード」が適用されることが現実問題として存在しており、そうした危険を認識しておく必要が指摘されている。

次の事案は、日本企業が巻き込まれたPL訴訟の代表的な例である。

中国消費者Xは、トヨタ製の乗用車を運転中に石壁に激突した際にエアバッグが作動しなかったことによる損害賠償を請求した。トヨタは、本件乗用車が米国向けの製品であり、米国の基準に適合していること、中国の車両基準ではエアバッグの取り付けが強制されておらず、本件乗用車は中国の車両基準に適合し、欠陥は存在しないこと等を主張した。

判決は、Xはエアバッグ装置のためにしかるべき代金を支払っているのであるから、トヨタはXに対しより高度の安全保持義務を負う等として、Xの請求を認めた。

中国よりも厳しい品質基準を定める外国企業にしてみれば、自国または中国国外の基準で品質表示をするのが一般的である。この判決は、より厳しい自国または中国国外向けの表示品質を基準として、中国における損害賠償等の民事責任を判断したものであり、判決内容自体としては妥当とは考えられないものである。

裁判における判断基準の不一致により、訴訟の結果がなかなか予想できないリスクがある。日本企業が絡んだいくつかのPL訴訟事例も、この問題に遭遇した。

本来、被害者が当該製品の製造者または販売者に対して損害賠償を求めるには、損害の発生、製品の欠陥、および欠陥と損害との因果関係の3点を立証する必要がある。しかし、横浜ゴム製造物責任訴訟事件では、中国の製品品質法

の趣旨から、原告は、製品の欠陥および欠陥と損害との因果関係の2点についての立証責任はメーカーである被告に転換される、との解釈を主張した。かかる主張は、多くの学者や専門家の支持も得ている。例えば、別件の広東太古コカコーラ有限公司製造物責任訴訟事件の第一審では、そのような主張が採用された。これらのことから、本件訴訟でも原告の主張が認められ勝訴となる可能性が高いとする向きもあったが、その第一審は、その主張を否定したため原告敗訴となった。

一方、実務においては、製造物責任を過失責任（故意または過失を必要とする法理）と捉え、法律適用を誤った判決も少なくない。この点に関して、製造物責任をめぐる最も典型的な訴訟として多くの論文で取り上げられている三菱自動車の逆転敗訴の製造物責任訴訟事件を、やや詳細に紹介・説明したい。

1996年9月13日、福建省某市交通局職員であった林志圻さんは、同局の日本産三菱ジープに乗り福州に行く途中、突然フロントガラスが爆裂したため重傷を負い、搬送先の病院で死亡した。そこで、林さんの遺族は、三菱自動車を相手取り50万元の賠償を求める訴訟を提起した。

一審の人民法院は、過失責任の原則を適用し、被告に過失があったことに関する証明を遺族側に求めた。遺族側がその立証に失敗した結果、法院は、原告の立証では、林さんの死亡について三菱自動車側の過失が証明されていないため必然的因果関係がないとして、遺族側の請求を棄却した。

しかし、二審の人民法院は、過失責任の原則を適用し、遺族側の請求を棄却した一審判決は誤りであると判断してそれを取り消し、被告に対して原告への損害賠償49万6,000元の支払を命じる判決を下したのである。

この訴訟の主な争点は、①損害発生の原因はフロントガラスの爆裂にあるのか、②フロントガラスの爆裂の原因は、製品の欠陥によるものか、の2点であった。

二審の人民法院は、製造物責任は、製品の欠陥により損害を被ったユーザーがメーカーの責任を追及する場合に用いられる賠償責任の法理であり、ユーザーは、欠陥の存在さえ立証すれば足り、メーカーの過失まで立証する必要がな

いとした。その上で、①については遺族側、②については三菱自動車側が、それぞれ挙証責任を負うことを求めた。

①の問題については、遺族らが診断書や交通事故通知書等の証拠を提出し、林さんの死亡がフロントガラスの突然の爆裂によることが証明された。

②の立証において、三菱自動車側は、フロントガラスのメーカーの鑑定結果を提出したが、これを鑑定した会社が、中国の民事訴訟法第72条に定める法定の鑑定機構ではなく、また、その鑑定結果と利害関係があるとして、二審の人民法院は、その鑑定結果を採用しなかった。

また、中国国家建材局安全ガラス質量監督検査センターに提出されたフロントガラスの破片は、三菱自動車側が一方的に日本のメーカーの鑑定に付した後、同センターに提出したという経緯から、それが事故車のものか否かもはや確定しえなくなつたため、三菱自動車側が立証不能の責任を負うべきであると判断された。

そのほかに、裁判の判断の誤りによるのではなく、PL訴訟時のマスコミ対応を誤り、中国からの撤退を余儀なくされた事例から、裁判に勝ってもひどい目に遭うリスクがあることを認識する必要がある。

上海市閔行区人民法院1991年12月9日判決の事例である。Xが、同僚から借りて使ったY社（日中合弁会社）製のシャンプーを使用したため、全禿になつたとして「製品品質法」（PL法）に基づき損害賠償を請求した。

訴訟自体は、Xの脱毛とYのシャンプーの使用との間に因果関係がないとして棄却された。しかし、Xの提訴時に、地元紙（「解放日報」＝共産党上海市委員会の機関紙）が、「シャンプーで脱髪、Yに5,000元賠償請求の提訴……」と大きく報道した。当時、Y社商品は、供給が必要に追いつかないほど人気があったが、この報道のため、注文取消、返品が続出し、国外の顧客からの注文も激減し、最終的に中国からの撤退を余儀なくされた。

この事例から、中国の消費者の権利意識は、日本の消費者より強く、消費者とのトラブルの対処法を誤ると、企業の存亡にも関わることが指摘されている。

(4) 裁判官の賄賂問題

この点について、中国に進出している日本人弁護士は、次のように指摘している。「よく聞かれる言い方に、中国の裁判なんて、所詮、裁判官への袖の下で決まるんでしょというものがある。日本の裁判官の清廉性は、（残念ながら近時これを汚す事件が起きましたが）基本的に世界に誇るレベルと言ってよいと思う。これに対して、中国の裁判官（法官）には、確かにあまりきれいとは言えないイメージがある。しかし、実際の裁判において賄賂が訴訟の勝敗の決め手になる、などということは、少なくとも現在の大都市部では、むしろほとんどないと考える方が正しいと思う。ただし、その一方で、例えば代理人の弁護士や当事者と、裁判官ないし裁判所との『関係』が、訴訟の手続の進行等に一定程度影響する、といったレベルの事象の存在は否定できないとも言える」。この指摘には、基本的に賛成したい。

(5) 地方保護主義の横行や裁判の公平性に起因する裁判不信

中国の訴訟では、訴訟当事者の一方がその地方の企業であったり、あるいはその地方において有力なコネをもっていたりする場合、その当事者に有利に訴訟が進行したり、有利な判断が出されたりする現象が少なからずみられる。こうした傾向は、一般に裁判所の「地方保護主義」と呼ばれ、特に北京や上海等の大都市圏以外の地方で顕著であるといわれている。

これは、法律で「地元の利益を保護すべし」などと定められているわけではない。中国政府は、こうした「地方保護主義」の存在を中国の司法が抱える重大な問題点の1つとして位置づけ、その解決に向け積極的に取り組んでいる。

地方保護主義の背景として、まず、中国では、各地方の裁判所が構造的にその地方政府の一部となってしまっている、という指摘が多い。人民法院の設備、執務環境、給与、福利、住宅なども、基本的にその地方の政府が決め、人民法院の責任者は、地方の党委員会および地方の政府が選定し、その地方の人民代表大会常務委員会が任免することになっている。通常、裁判官は地方ごとに採用され、長期にわたりその地方で裁判官としての地位にあることが多いため、

その地方の利害が裁判官（人民法院）の利害と一致する構図となりやすく、また長年の間に裁判官と地元が深く結びついてしまうということも起こるのである。

紛争の相手方が地方保護主義が横行する地方の者である場合は、勝訴しても判決がなかなか執行されない。例えば、数年前から地方保護主義の横行による債権回収の困難に対応するため、一部の地方政府がインターネット等で債権回収の達人の募集広告を出す事態が生じている⁸⁾。そのうち、重慶市某区人民政府の広告が昨年7月、中国の著名なサイト新浪網に掲載されたため、大きな反響を呼んだ。その内容は、様々な債務者が同区人民政府に対して負う債務総額は、ここ数年で1億元に達しており、人民法院の勝訴判決を受けても執行困難に陥っているため、やむをえず社会一般から債権回収の達人を募集するものとし、回収した金額の15～16%を報奨金として達人に支払うという趣旨のものであった。

(6) 判決執行の困難に起因する裁判等の放棄

ある日系企業は、中国企業3社からの代金回収が滞り、契約書という証拠書類があるので弁護士に相談し訴訟も検討したが、仮に裁判で勝っても判決執行の困難から回収の見込みが立たず、結局、訴訟を断念したという事例がある。

深刻化する執行難について、人民法院は、その主たる要因は猛威を振るう地方保護主義、部門保護主義、悪質な債務者の債務逃れ等にある、と指摘している。より具体的な執行難形成要因について、人民法院が受理した近年の執行事件を分析した裁判官は、被執行人の財産隠匿・移転による発見・確認の困難や被執行人の経済的困難による返済不能、法人や企業たる被執行人が閉鎖された後における承継者・残余財産の不存在、関係者の執行に対する非協力的态度または協力拒否、人民法院間の協力不足による委託執行の実施困難、法律の盲点を突いた被執行人による複数の銀行口座の開設、企業管理に関する国の法令の不整備・不合理に起因した地方保護主義による執行妨害、執行への暴力的抵抗、特定の企業の手強さ等を挙げている。

無論、人民法院自身、人民法院の内部の問題も執行難の一要因であることを否定しない。人民法院には数年前まで「裁判を重んじ、執行を軽んじる」という従来の伝統が根強く残っていた。かかる体質ともいえる伝統は、なお跡を絶たないようである。裁判実務において、裁判官は、事件審理を適正に行うことを自己の責務と認識しているものの、執行官による効力の生じた判決等の執行に関しては、そのような観念・体制のままなので、もはや既に変化した現実と裁判実務の発展のニーズに応えられなくなっている。したがって、執行事務を円滑に進めるためには、観念の転換、現存の執行体制改革の強化が必要であり、これが執行難を解決する最も重要な点となっていることは、人民法院自身も認識している。

(7) 執行難の諸相

人民日報のウェブサイトである人民网（www.peopledaily.com.cn）の報道では、甘肃省鎮原県県長の王堯氏は、表面的には県政府として人民法院の民事執行に「協調」しながら、実際には権力を用いて執行を妨害する「協調県長」として有名であるという。したがって、人民法院は、各地の状況の調査の結果、地方保護主義、役人の干渉が執行難をもたらす最大の要因であると結論づけた。以下、執行難の諸相を紹介する。

1) 指名保護

一部の地方では、現地の一部の企業を保護対象として指定し、これらの企業に対する強制執行等を排除する政策まで制定されている。湖北省の某市では、市党委員会および市政府は、現地企業十数社を保護対象に指定し、これらの企業に対しては、いかなる組織も、市党委員会および市政府の担当責任者の認可なく財産の封印・差押えや銀行口座の凍結、企業の法人代表者に対する訊問・規制・身柄拘束等を行うことはできないとする文書を発行した。人民法院も、この「いかなる組織」に含まれるので、その執行事務は必然的に難航する。

2) 下手に出て拒む方法

人民法院の執行によって大衆の陳情・騒動や企業倒産が引き起こされる恐れ

を口実に、安定維持を大義名分として執行の阻止を図る方法が、各地で最も多く用いられている。

3) 司法機関の介入

ある執行事件について、司法機関等が人民法院に対し、その効力が発生した判決の執行中止または執行猶予を求める提案書を発行する地方がある。また、司法機関が執行事件に介入し、または他の地域の人民法院の執行を妨害することもよくみられる。

4) 執行への暴力的抵抗

筆者が居住する住宅団地には、市の都市計画委員会の許可を得て作られた玄関があったが、近隣住民が通行車の騒音等に耐えられないとの理由で、これを無理矢理に閉鎖した。そこで昨年、訴訟を起こして勝訴し、これを受け、北京市朝陽区人民法院の執行官が数回にわたり強制執行を実施したが、棍棒等を携えた住民らの必死な抵抗に遭い、いずれも失敗に終わった。先日、執行官や警察等十数人がパトカー、トラック数台で執行に来たところ、やはり住民らが棍棒等をもって執行官らを取り囲み、一部の者はトラック等に這い上がるなどして妨害した結果、またも執行は無駄足となった。

北京第二中級人民法院の執行官は、山東省濟南市の濟南化学繊維集団公司に対する執行を実行したところ、同公司の従業員数十人により袋叩きにされ、4回も現地の110番に通報して契約救援を求めたが、附近の警察官はすべて他の事件の処理に当たっているとの理由で事実上拒否され、やむなく撤退した。上海市を除く30の省・市・自治区において、執行への暴力的抵抗が発生したとの統計がある。

悪質な債務逃れや強制執行への暴力的抵抗等に対しては、その情状に応じて身柄拘束し、または刑事責任を追及する等の対応を強化した。特にここ数年、悪質な債務逃れをした者の身柄拘束は、著しい成果を上げている。何も恐れないと強がる債務者も、勾留所に身柄拘束されると、たいていは態度を軟化させ、親族も積極的に返済金を届けるという。

刑事責任を追及する事件も増加している。例えば、人民日報には、こんな記

事が掲載された。他人から1,600万日本円と3万人民元を借り入れ、長期間返済しなかった上海市光泰機電有限公司従業員の鄭偉義氏は、1998年12月の終審判決後、故意に財産を隠匿し人民法院の執行に抵抗したとして、上海市普陀区人民法院により判決執行拒絶罪を理由として有期懲役1年に処された。こうした暴力的抵抗に対して、人民法院は、刑事責任を追及する等の対応策を強化している。

2. 裁判外紛争解決の必要性

以上のように、現在の訴訟制度の下での紛争解決に対しては、解決までに長期間を要すること、さらに訴訟の提起や維持にかかる費用が大きいこと、地方保護主義や裁判官の収賄等による枉法裁判が存在すること、勝訴しても判決の執行が困難であることなどから、裁判や仲裁の紛争解決手段だけでは、判断基準や運用基準の不一致により不利益を受け、解決に格差が生じるといった公平さ、公正さへの疑問が生じている。特に他人の土俵で相撲をとる外国企業は、一層の不安を抱き、場合によっては泣き寝入りするほかない。したがって、東アジアの企業や国民にとって利用しやすい簡易、迅速、柔軟な紛争解決を図る見地からも、また裁判所の負担を軽減し司法の効率化を図る見地からも、重大な役割を担うであろう。

また、裁判制度の改善・充実や裁判所の容量の増大などをするだけで、様々な紛争にすべて対応できると考えるのは早計であり、裁判制度の限界を見据えた上で、様々な紛争を裁判外で解決する必要性を認識しなければならない。

中国では、2004年から、調和社会の構築が盛んに提唱されている。胡錦濤国家主席は、調和社会の構築こそ中国の特色ある社会主义事業の新局面を切り開く重大な任務と位置づけた。2006年10月11日、北京で開催された16期6中全会では、「中国共产党中央委員会の社会主义調和社会の建設に関する若干的重大問題に関する決定」が採択され、これにより、「調和社会」(和諧社会)論が中国を席巻している。これは、成長一辺倒を脱却して福祉・環境等も重視する調和のとれた社会を構築しようというものであり、調和社会は、「執政能力」、

「科学発展観」、「親民政治」等と並ぶ胡錦濤体制の思想・政策のキーワードとなっている。

中国の法曹界では、調和社会の実現をめざして様々な措置が打ち出されている。その一環として、人民調停や訴訟調停の強化への取り組みが盛んに行われている。東アジア裁判外紛争解決機構の設立は、かかる理念に適い時宜を得たものであると思われる。

- 1) 梶田幸雄・WTO加盟後の中国の立法および司法改革について。
- 2) 高橋正毅「中国人の法意識とビジネス・トラブルの予防・解決」早稲田大学エクスデンションセンター編・中国ビジネスの法と実際。
- 3) 翟廣緒「司法ADR與我国訴訟調停制度的重構」司法ADRと我国の訴訟調停制度の再構築（淮海工学院学報人文社会科学版、JOURNAL OF HUAIHAI INSTITUTE OF TECHNOLOGY (HUMANITIES & SOCIAL SCIENCES EDITION. 2005 Vol.3 No.2 P.46, 47)）。
- 4) 肖悠鋼「転型時期人民調停制度的改革和完善」モデルチェンジ時期の人民法院調停制度の改革及び整備（www.dffy.com/faxuejieti/ss/200406/20040613163922-2.htm）。
- 5) 林万泉「論行政調停的法律効力」行政調停の法的効力について（中国法院網（www.chinacourt.org/public/detail.php?id=94145））。
- 6) 穆子研「中国的涉外調停」中国涉外仲裁年刊1997-1998年33頁。
- 7) 涉外案件は、民訴法意見304条により、①当事者の一方もしくは双方が外国人、無国籍人、外国の企業もしくは組織である案件、②当事者間の民事法律関係の設定、変更、終了という法律事実が外国で発生した案件、または③訴訟物が外国に存在する案件のいずれかをいうものとされている。
- 8) <http://dailynews.sina.com.cn/c/2002-07-02/0112622034.html>